

様式2

平成19年度第2回文化財保護審議会 会議概要

- 1 審議会名 平成19年度第2回文化財保護審議会
- 2 日 時 平成19年7月24日 午後1時30分から午後5時00分まで
- 3 会 場 明科総合支所2階第1会議室
- 4 出席者 百瀬会長、飯沼委員、宮澤委員、宮下委員、吉澤委員
- 5 市側出席者 松枝社会教育課長、高原社会教育課長補佐兼文化財保護係長、土屋文化財保護係主任
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人0人 記者1人
- 8 会議概要作成年月日 平成19年8月3日

協 議 事 項 等

1. 会議の概要

開会（松枝社会教育課長）

議題

1. 安曇野市文化財指定基準案の検討について
2. 豊科本村の菊花紋入り道祖神の文化財指定について
3. 安曇野市文化財調査委員会の設置と役割について
4. 文化財保護に係る懸案事項について

報告事項

1. 文化財管理に係るアンケートの実施について
2. 有明山神社の国登録有形文化財指定に係る要望への対応について

閉会（百瀬会長）

2. 審議概要

議題

1. 安曇野市文化財指定基準案の検討について

■平成19年5月23日開催の文化財保護審議会で、各委員に専門にしたがって案を持ち寄っていただいた案を事務局で一本化したものの検討を行う。

委員：安曇野市らしい文化財指定基準ということで、「絵画及び彫刻」のなかに石造彫刻を盛り込んだほうがいいのではないか。

委員：「建造物」では模型、厨子等までを扱い、仏壇は工芸品としたらどうか。

委員：「芸能・伝統工芸」等の無形文化財、無形民俗文化財では物の指定だけではなく、人の指定もできるような基準を作成できたらいいのではないか。これについては再度起稿していただきたい。

委員：「史跡」では、安曇野で特徴的な「堰」を用水に付け「用水堰」としてはどうか。

委員：「天然記念物」では、群落や限界地などのように地域を指定することができるのか。もし可能なら地域指定までできればよいが、その場合には希少な動植物の生息環境に関する情報公開の問題等も重要となってくる。

委員：「文化的景観」で地域を文化財指定することになると、その地域に住んでいる人々の生活を保護していく事まで考慮しなくてはならない。これは文化財行政だけで行う話ではないのではないか。景観を指定し保護していくとなると億単位の予算が必要と考えられる。市として縦割りではなく、環境部局や都市計画部局との横のつながりで仕事をしていただきたい。妻籠などの街並みも当初から現在のようだったわけではなく、何十年か時間をかけて現在の形になってきた、これを「修景」といい、この様な考え方も取り入れるとよいと思う。

委員：「伝統的建造物群」は国では「指定」でなく「選定」という語を使用している。これはその地域の意思が主体となってくる考え方である。これを市としてできるのか。

■無形文化財・無形民俗文化財にかかる人の指定について、文化的景観及び伝統的建造物群については次回再度審議としたい。

2. 豊科本村の菊花紋入り道祖神の文化財指定について

■今回の審議会では指定の可否にかかる審議ではなく新指定基準制定を見据えて、次回以降の審議会では指定可否にかかる審議を行うための概要説明を事務局が行う。

委員：文化財はひとつだけ見てそれだけ指定ということはない。道祖神については文字碑等また現在道祖神祭り開催しているか等の状況をも含め、全体の中での位置づけを重要視し指定を検討していただきたい。

■まず、文化財調査委員会を立ち上げ、安曇野市内の指定物件候補となる道祖神等の選定を行ったうえで各件に関し比較検討する中で本件も指定を目指したい。

3. 安曇野市文化財調査委員会の設置と役割について

■安曇野市文化財調査委員会の設置について事務局から説明を行い、委員会・委員の役割分担について審議を行う。

委員：今回の審議会では道祖神の文化財指定の話があるが、本年度はそこに調査委員会の的を絞ってはいかかか。

委員：ある程度各地域の区長さんや総代さんをお願いをして、古文書等の外には出てこない史資料を基礎的なデータとして整備していくことも検討していただきたい。

4. 文化財保護に係る懸案事項について

■今回は特になし。

報告事項

1. 文化財管理に係るアンケートの実施について

■前回の審議会に諮った指定文化財等所有・管理者意向調査について、実施状況・現時点での回収状況を事務局より説明し、今後の集計方法等について委員より教示を得た。

2. 有明山神社の国登録有形文化財指定に係る要望への対応について

■前回の審議会では報告した有明山神社から市指定有形文化財文化財である「有明山神社の裕明門ならびに手水舎」を国登録有形文化財にしたいという申し出について、教育委員会の対応を報告する。市指定を解除して国登録を希望するという前例がないこと、現段階では市指定文化財所有者の希望により指定解除できる記述が条例にないことを確認する。